

人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱

農林水産事務次官依命通知

制 定	平成24年2月8日付け23経営第2955号
改 正	平成24年4月6日付け23経営第3552号
改 正	平成24年12月17日付け24経営第2472号
改 正	平成25年5月16日付け25経営第445号
改 正	平成26年4月1日付け25経営第3956号
改 正	平成27年2月3日付け26経営第2741号
改 正	平成27年4月9日付け26経営第3421号
改 正	平成28年4月18日付け27経営第3313号
改 正	平成29年3月30日付け28経営第3045号
改 正	平成30年3月29日付け29経営第3493号

第1 趣旨

力強い農業構造を実現していくためには、地域農業を担う経営体や生産基盤となる農地を確保していくことが必要であり、集落・地域での徹底的な話し合いを通じて、地域農業の5年後、10年後に抱えるであろう危機を認識・共有するとともに、今後の地域農業の在り方や地域の中心となる経営体の将来展望などを明確化し、地域の危機への備えについて合意形成することが重要です。

このため、本事業により、市町村や都道府県が行う、地域の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）の確保や、地域の中心となる経営体への農地集積に必要な取組を支援することにより、農業の競争力・体質強化を図り、持続可能な農業を実現します。

第2 事業の内容

人・農地プランの見直し支援事業

市町村は、集落・地域が抱える「人と農地の問題解決」のため、集落・地域において、

- 1 地域の人と農地の現状（特に、近い将来の農地の出し手の状況）
- 2 今後の地域の中心となる経営体
- 3 中心経営体の確保状況
- 4 将来の農地利用の在り方
- 5 農地中間管理機構の活用方針
- 6 今後の地域農業の在り方

を話し合い、その結果を取りまとめた人・農地プランを作成及び更新するための取組を、別記1により行います。

都道府県は、本事業の円滑かつ適正な実施のため推進活動のほか、市町村に対する指導・助言を別記1により行います。

第3 事業実施主体

- 1 第2に掲げる事業の実施主体については、都道府県及び市町村とします。
- 2 都道府県及び市町村は、事業の実施に係る事務の一部を委託することができます。

第4 事業実施計画の作成及び承認手続等

- 1 市町村が、第2に掲げる事業を実施しようとする場合は、市町村長は、市町村事業実施計画（別紙様式第1号）を作成し、別紙様式第2号により、都道府県知事へ承認の申請をしてください。
- 2 都道府県知事は、市町村事業実施計画の内容について、必要な調整を行った上で、都道府県が実施する推進活動等をその内容に含んだ都道府県事業実施計画（別紙様式第3号）を作成し、別紙様式第2号により、地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」といいます。）へ承認の申請をしてください。
- 3 地方農政局長等は、2により提出された都道府県事業実施計画の内容を審査し、その結果を都道府県知事に通知するものとします。審査の結果、その内容が適当と認められる場合は、承認した都道府県事業実施計画に基づいて補助金を交付します。
- 4 都道府県知事は、3によりその内容が適当と認められる旨の通知を受けたときは、速やかに、市町村長に対して、市町村事業実施計画を承認した旨の通知を行ってください。
- 5 市町村事業実施計画又は都道府県事業実施計画について、以下の変更が生じた場合は、1から4までの手続に準じて、地方農政局長等の承認を受けてください。
 - (1) 事業実施主体の変更
 - (2) 事業費又は国庫補助金の3割を超える増減
 - (3) 第2に掲げる事業の中止又は新規の実施

第5 事業の着手

- 1 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」といいます。）後に着手するものとします。

ただし、地域の実情に応じて事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する場合にあっては、市町村長は市町村事業実施計画を承認した旨の通知を受けてから、理由を明記した交付決定前着手届（別紙様式第4号）を都道府県知事に提出します。都道府県知事は、市町村長から提出のあった交付決定前着手届の内容について必要な確認を行った上でその内容が適切と認められた場合は、理由を明記した交

付決定前着手届を地方農政局長等に提出します。また、都道府県が事業実施主体となつて行う事業で、交付決定前に着手する必要がある場合についても、同様とします。

- 2 1のただし書により交付決定前に事業に着手する場合、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上行ってください。

また、この場合、都道府県知事は、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知）第4の規定による申請書の提出に当たっては、申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載してください。

- 3 地方農政局長等は、事業着手後においても、必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにします。

第6 事業の完了報告

- 1 市町村長は、毎年度、事業が終了したときは、市町村事業完了報告書（別紙様式第5号）を作成し、当該年度に作成・更新した人・農地プランを添えて、都道府県知事へ報告してください。

この場合、更新した人・農地プランについては、変更箇所があるページのみの提出や変更箇所を新旧対照表方式で示した書類の提出により代えることができます。

- 2 都道府県知事は、市町村事業完了報告書を取りまとめた上で、都道府県事業完了報告書（別紙様式第5号）を作成し、市町村長から提出のあった人・農地プランを添えて、補助事業を完了した日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が前金払い又は概算払いにより交付された場合は翌年度の6月10日）までに地方農政局長等へ報告してください。

第7 国による補助

- 1 国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費（別表に掲げるものに限ります。）を対象として、都道府県に対して補助金を交付するものとし、補助対象期間は各年4月1日から翌年の3月31日までとします。
- 2 市町村は、都道府県が定めるところにより、本事業の実施に必要な経費（別表に掲げるものに限ります。）について、都道府県に対して交付の申請をしてください。

第8 補助金の返還

- 1 国は、本事業の実施に当たり、本要綱に定める要件を満たさないことが判明した場合、事業を実施していなかった場合又は都道府県事業完了報告書若しくは市町村事業完了報告書の内容に虚偽があった場合には、該当する都道府県に対し、補助金を返還させる措置を講じるものとします。
- 2 都道府県は、本事業で補助すべき補助金の額を確定した場合において、既にその

額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金を国へ返還する措置を講じるものとします。

第9 証拠書類の保管

都道府県及び市町村は、都道府県事業実施計画、市町村事業実施計画、都道府県事業完了報告書、市町村事業完了報告書等の補助金の交付に関する証拠書類及び経理書類については、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保存してください。必要な場合には、これらの書類の確認をさせていただくことがあります。

第10 留意事項

- 1 都道府県及び市町村は、人・農地プランの実現に向けた取組や進捗状況を把握し、的確なフォローアップを行うものとします。
- 2 都道府県及び市町村は、本事業の実施に際して得た個人情報の取扱いについては、別記2により適切に取り扱うよう留意してください。

第11 関係機関との連携

都道府県及び市町村は、本事業を実施するに当たり、協力を仰ぐなどして関係機関と密接に連携し、本事業を地域の実情に即して効果的に推進するよう努めてください。

第12 報告及び検査

国は、本事業が適切に実施されたかどうかを確認するため、都道府県、市町村及び本事業に関係する機関に対し、必要な事項の報告を求めたり、現地への立入調査を行うことができるものとします。

附 則（平成24年2月8日付け23経営第2955号）

この通知は、平成24年2月8日から施行します。

附 則（平成24年4月6日付け23経営第3552号）

- 1 この通知による改正は、平成24年4月6日から施行します。
- 2 この通知による改正前の戸別所得補償経営安定推進事業実施要綱（以下「23年度要綱」といいます。）の規定に基づき、平成23年度までに実施した事業（23年度要綱第5の2に基づき交付決定前に着手したものを含みます。）の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則（平成25年5月16日付け25経営第445号）

- 1 この通知による改正は、平成25年5月16日から施行します。
- 2 この通知による改正前の戸別所得補償経営安定推進事業実施要綱（以下「24年度要綱」といいます。）の規定に基づき、平成24年度までに実施した事業（平成24年度

要綱第5の2に基づき交付決定前に着手したものを含みます。)の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

- 3 24年度要綱第2の1に掲げる事業については、2の規定にかかわらず、24年度要綱第9に規定する証拠書類の保存に係る期間は5年間とします。

附 則（平成26年4月1日付け25経営第3956号）

- 1 この通知による改正は、平成26年4月1日から施行します。
- 2 この通知による改正前の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則（平成27年2月3日付け26経営第2741号）

- 1 この通知による改正は、平成27年2月3日から施行します。
- 2 この通知による改正前の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則（平成27年4月9日付け26経営第3421号）

- 1 この通知による改正は、平成27年4月9日から施行します。
- 2 この通知による改正前の第2の3の農業経営の法人化等支援事業のうち、別記4-2及び5-2による支援のための取組（平成26年度補正予算によるもの）については、平成27年6月30日までに市町村長に交付申請書を提出した交付対象者に適用できることとします。

別記4-2及び5-2以外については、担い手経営発展支援事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3500号農林水産事務次官依命通知）に移行します。

- 3 この通知による改正前の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則（平成28年4月18日付け27経営第3313号）

- 1 この通知による改正は、平成28年4月18日から施行します。
- 2 この通知による改正前の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。
- 3 この通知の施行に伴い、地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知。以下「経営再開実施要綱」といいます。）は廃止します。

この場合において、この通知による廃止前の経営再開実施要綱の規定に基づき実施された平成27年度以前の予算に係る事業についての同実施要綱の規定の適用については、なお従前の例により取り扱うものとします。

- 4 この通知による廃止前の経営再開実施要綱第2の1の規定に基づき作成された経営再開マスタープランについては、本実施要綱第2の1に定める人・農地プランとみなします。

附 則（平成29年3月30日付け28経営第3045号）

- 1 この通知による改正は、平成29年4月1日から施行します。
- 2 この通知による改正前の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則（平成30年3月29日付け29経営第3493号）

- 1 この通知は、平成30年4月1日から施行します。
- 2 この通知による改正前の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

(別表)

事業名	区分	内容	補助率及び注意点
人・農地プランの見直し支援事業	謝金	第2の事業を実施するために直接に必要な事務の補助、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者等に対する謝礼に必要な経費	・補助率：1/2 ・根拠ある単価を設定してください。
	旅費	第2の事業を実施するために直接に必要な事業実施主体の経費及び専門家等に支払う経費	・補助率：1/2
	事務費	第2の事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、雑役務費（手数料、印紙代等）、借上費（会場借料、パソコン等のリース料）、消耗品費等	・補助率：1/2
	人件費	人・農地プランの話合いに参加するために必要な賃金（正規職員の超過勤務に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給））	・補助率：1/2
	委託費	第2の事業に必要な取組を他の者に委託するために必要な経費	・補助率：1/2

注1：上記の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等を購入又はリース・レンタルする場合には対象外とします。

注2：人件費の算定等にあっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に従うものとします。

(別記1)

人・農地プランの見直し支援事業

第1 人・農地プラン

人・農地プランとは、集落・地域において、次世代人材の育成・確保や農地利用の調整などの地域農業の在り方を話し合い、その結果を市町村が主催する第2の1の(3)に規定する検討会の審査・検討を経て市町村長が人・農地プランとして取り扱うことを決定したものをいいます。

なお、本事業は、人・農地プランの作成及び更新のための活動を支援するものであるため、本事業の支援対象となる人・農地プランは、その作成又は更新に係る会合において、将来の農地の出し手及び出し手から農地を継承する農業者について話し合われたことを、議事録、現在及び将来の農地の利用状況を地図上に示したもの（以下、「農地利用図」といいます。）等の資料から確認できるものに限りま

第2 市町村による人・農地プランの見直し支援事業の内容

1 市町村は、人・農地プランの作成及び更新のために次の活動を実施することができます。

(1) 農業者の営農意向等の把握

農業者に対する地域農業の将来見通し、自らの農業経営の現状と今後の在り方、農地の貸借等の意向等の聴取、地域の農地利用等の現状の整理等

(2) 集落・地域における合意形成

集落・地域における営農活動の範囲等を単位として農業者等を参集した会合の開催

(3) 関係機関、農業者代表等による検討会の開催

人・農地プランの作成及び更新に必要な取組事項の検討並びに人・農地プランの決定のための関係機関と農業者代表等による検討会（以下「検討会」といいます。）の開催

(4) 人・農地プランの周知等

関係機関と地域の農業者等への決定した人・農地プランの周知、人・農地プラン実現に向けた取組状況の確認等の実施

2 市町村は、1の活動の実施に当たり、次の事項に留意してください。

(1) 集落・地域における合意形成のための会合の開催等

ア 市町村は、集落・地域の営農活動、制度や補助事業等の各種施策（以下「各種施策」といいます。）の取組との整合性に留意しつつ、地域農業の在り方等について話し合いと合意形成を行いやすい適切な区域で開催してください。経営体が複数の集落・地域で営農を行っているなどの地域の営農活動の実情を踏まえ、複数集落や旧市町村等の区域を会合を行う区域とすることも可能です。

なお、市町村の農用区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用区域をいいます。）の全域を1つの会合の区域としている市町村については、参集範囲が広くなり地域における徹底かつ継続的な話し合いが困難となる可能性があります。このため、人・農地プランの更新に当たり、会合を開催する区域を分割・縮小する方向で見直す場合に限り本事業を実施することができるものとします。ただし、従来の会合の区域が

徹底的かつ継続的な話し合いと合意形成を行うのに適切な区域である理由について地方農政局長等が適当と認める場合は、この限りではありません。

イ 本事業により人・農地プランの作成及び更新に向けた合意形成のための会合を開催する場合は、会合において少なくとも次の①から⑥までの事項を話し合うこととします。特に、人・農地プランの更新に向けた会合にあつては、現状の人・農地プランの課題及び改善目標を明確にした上で、これらの事項について話し合ってください。

また、市町村は、会合の対象とした区域、会合の実施日、会合の参加者、共有した認識や合意した内容等について、話し合いの議事録等を作成・保管します。なお、現状や将来の在り方の話し合いを行いやすくする観点から、会合において集落・地域における農地利用図を活用するようにしてください。

① 地域の人と農地の現状

集落・地域において営農活動を行う農業者の現状、農地の利用状況・利用意向について、市町村、農業委員会等が用意する耕作者一覧表、現況を示した農地利用図等を参考として、関係者で認識を共有します。また、農業者の現状については、近い将来に農地の出し手となる者を明確化するとともに、具体的な農地の貸付け等の希望がある者がいる場合には、貸付け等を希望する農地の状況を取りまとめます。

② 今後の地域の中心となる経営体

集落・地域において営農活動を行う認定農業者、認定新規就農者、法人化や農地利用集積を行う意欲のある集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体（以下「担い手」といいます。）などの農業者がいれば、当該農業者の意向を確認した上で、今後の地域の中心となる経営体（以下「中心経営体」といいます。）として位置付け、関係者で認識を共有します。

③ 中心経営体の確保状況

①及び②を踏まえ、中心経営体が十分に確保されているか、関係者で認識を共有します。

④ 将来の農地利用の在り方

①から③までを踏まえ、将来の中心経営体等の人材の確保に必要な農地の利用集積の定量的な目標を明確にし、集落・地域における将来の農地利用の在り方について、関係者で認識を共有します。特に、将来の中心経営体等の営農活動が持続可能なものとなるように、農地の利用調整・集約化又は円滑な経営継承に向けて、関係者がどのように協力するかについて認識を共有します。

⑤ 農地中間管理機構の活用方針

④を踏まえ、農地中間管理機構の活用を始めとした農地の利用調整や集約化の進め方について、関係者で認識を共有します。

⑥ 今後の地域農業の在り方

①から⑤までを踏まえ、今後5年又は10年程度の地域農業の在り方について、関係者で認識を共有します。

ウ 市町村は、会合の開催に当たっては、話合いの円滑化と取組の実行性を高めるため、下記のような地域の様々な関係者を幅広く参集するよう努めてください。

- ・ 現在、集落・地域で農業を行っている者（入作者を含みます。）
- ・ 新たに集落・地域で農業を行うことに意欲的な者
- ・ リタイア、規模縮小、経営転換等を検討している者
- ・ 農地に関する権利を有している者（当該農地において農業を営んでいる者及び当該農地を担い手又は農地中間管理機構に貸し付けている者を除きます。）
- ・ 調整役となる関係機関（市町村、農業委員会、農地中間管理機構、普及組織、農業協同組合 等）

なお、市町村は、会合の開催に当たっては、関係者が参加しやすいように配慮してください。特に、集落・地域が活用しようとする各種施策において、集落・地域における協議等を求めているものがある場合には、その機会を有効に活用し、関係者の負担を軽減するように努めてください。

エ 市町村は、地域農業の実情を適切に把握するため、毎年一回以上を目安に定期的に会合を開催するようにしてください。また、会合を開催するときは、あらかじめ、広報誌やホームページなどを通じて会合の日時と場所を公表してください。その際、地域農業に関わる集落・地域内外の関係者に確実に開催について周知されるように努めてください。

(2) 検討会の構成員等

ア 検討会は、集落・地域での会合の結果について、第三者等からの客観的な視点を補うことを目的として開催します。検討会の開催に当たっては、関係機関のほか、大規模経営者、更なる農地集積の意向を有する農業者、女性農業者等の地域をけん引する農業者を必ず加え、これらの者が全体の相当数を占めるようにして検討会を構成してください。

<検討会の関係機関の例>

- ・ 地域農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）第2の2の（2）に規定する地域農業再生協議会をいいます。）
- ・ 農業協同組合
- ・ 農業委員会
- ・ 土地改良区
- ・ 法人協会
- ・ 農地利用集積円滑化団体

- ・ 農地中間管理機構
- ・ 普及組織 等

イ 検討会への女性農業者の参画は必須とし、検討会のメンバーの概ね3割以上は女性農業者で構成することとします。

ウ 検討会においては、決定しようとする人・農地プランについて、集落・地域の会合の開催を証する資料（議事録等）を確認し、2の（1）のイの内容が記載されているか、担い手の意向が反映されているか、地域農業の実情や在り方に応じて活用が見込まれる施策が記載されているか審査するとともに、今後の集落・地域の会合や取組が円滑に進むよう集落・地域に対する助言等を行うものとします。

エ 市町村は、検討会での審査・検討の結果について記録を作成・保管するとともに、検討会で出された助言等について集落・地域へ情報提供するものとします。

第3 人・農地プランの決定・変更

- 1 市町村長は、検討会の審査・検討を経た上で、集落・地域の会合の結果を取りまとめ、人・農地プラン（参考様式第1号）として決定するとともに、検討会の構成員、開催日時及び議事内容の公表に努めてください。
- 2 市町村は、定期的な話し合いによる合意形成等の地域事情の変化に応じ、適宜、人・農地プランを更新するものとし、この場合も、中心経営体の名称、構成員数、生産品目・6次産業化等の取組、活用が見込まれる施策の変更等軽微なものを除き、1と同様の手続をとってください。

第4 公表

市町村長は、人・農地プランを決定した際には、関係する農業者等が人・農地プランの決定を知ることができるよう、次の事項を公表してください（参考様式第2号）。

- 1 会合の対象とした区域
- 2 会合の結果を取りまとめた年月日
- 3 中心経営体の状況（法人・個人・集落営農（任意組織）ごとの経営体数、農地の集積面積）
- 4 今後の地域農業の在り方

第5 都道府県による推進活動等

都道府県は、本事業の円滑な推進のため、次の推進活動等を行います。

- 1 事業説明会の開催
都道府県は、本事業の開始に当たり、事業実施主体となる市町村の担当者や人・農地プランの作成に携わる者に対して、本事業の説明会を開催することができます。
- 2 意見交換会の開催等
都道府県は、本事業の効果的な実施方法等について、市町村の意識を高め、相互

に研鑽を積むため、市町村、農業団体、地域の農業者等人・農地プランの作成に携わる者を参集して、取組事例発表会、普及啓発・情報交換会、意見交換会等を開催することができます。また、都道府県は全国段階等で開催される人・農地プランに関する会議等に参加し、施策内容や全国の実施事例の情報収集等を行うことができます。

3 事業実施の指導・確認

都道府県は、市町村において、事業実施期間中に本事業が適切に実施されているかどうかを確認し、その結果、適切な取組が行われていないと判断した場合には、改善を求めるなど適切に対応してください。

第6 その他

本事業の具体的実施に関し、本実施要綱の解釈等について確認すべき事項がある場合は、農林水産省経営局経営政策課に文書で照会し、文書で回答を求めることができます。

(参考様式第1号)

人・農地プラン

関係する集落名を全て記入

市町村名	集落/地域名	当初作成年月	更新年月(1回目)	更新年月(2回目)	更新年月(〇回目)

集落・地域の耕地面積
ha

1. 地域の人と農地の現状

地域の概要に加え、集落・地域において営農活動を行う農業者の現状、農地の利用状況・利用意向について具体的に記入

「近い将来農地の出し手となる者」とは、規模縮小、経営転換、引退等を具体的に考えている農業者や近い将来(5年後、10年後)に規模縮小、経営転換、引退等を検討する可能性があり、かつ、後継者の検討・確保がされていない農業者等とします。

(近い将来農地の出し手となる者と農地)

[国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名とすることができます。]

近い将来農地の出し手となる者と農地(氏名)	年齢	現状 〔平成〇〇年度〕		計画 〔平成〇〇年度〕		貸付け等を希望する農地面積	農地中間管理機構への貸付希望の有無	
		経営内容(作目)	経営規模の合計(ha、頭数等)	経営内容(作目)	経営規模の合計(ha、頭数等)		農地面積	貸付時期
	才		ha		ha	ha		ha
	才		ha		ha	ha		ha
	才		ha		ha	ha		ha

担い手への農地集積・集約化や後継者確保が十分行われており、「近い将来農地の出し手となる者と農地」はない

該当する場合に「〇」を記入

※ 具体的な農地の貸付け等の計画がある場合は、「別紙：近い将来農地の出し手となる者の農地」に記載します。

2. 今後の地域の中心となる経営体(中心経営体)

概ね5年程度の計画を記入

該当するものに「〇」を記入

該当するものに「〇」を記入

属性	経営体(氏名)	経営者・代表者の年齢	構成員(従業員)	将来その経営を引き継ぐ予定の者の有無を記入 後継者の有無	現状 〔平成〇〇年度〕		計画 〔平成〇〇年度〕		農地中間管理機構からの借入希望の有無	新規就農・6次産業化・高付加価値化・複合化・低コスト化・法人化等の取組	取組年度	活用が見込まれる施策				備考
					経営内容(作目)	経営規模(ha、頭数等)	経営内容(作目)	経営規模(ha、頭数等)				農業次世代人材投資事業(開始型)	スーパーL資金の金利負担軽減措置	経営体育成支援事業	その他()	
認農法	A法人(a氏)	才	2 (5)	名					〇							
集	B集落営農組合(b氏) 認農:c氏 認農:d氏	才	22 (15)	名					〇							
認就	E氏	才	3 (1)	名					〇							

・認定農業者または認定新規就農者が構成員である場合は、認定農業者の氏名を「認農:氏名」、認定新規就農者の氏名を「認就:氏名」として記入

【記載上の注意】

- ※ 「今後の地域の中心となる経営体」には、集落・地域において営農活動を行う認定農業者、認定新規就農者、法人化や農地利用集積を行う意欲のある集落営農、市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体などの農業者がいれば、当該農業者の意向を確認した上で位置付けます。
- ※ 「属性」には、認定農業者は「認農」、法人は「法」、集落営農は「集」、認定新規就農者は「認就」と記載します。
- ※ 「経営体(氏名)」には、法人経営、集落営農など組織経営体の場合は、その組織経営体の名称を記載し、下段括弧書きで組織経営体の代表者名を記載します。集落営農の構成員である認定農業者については、その全ての認定農業者の「認農:氏名」を記載します。
- ※ 計画欄については、現状から概ね5年程度を記載する。(以下の計画欄についても同じ。)
- ※ 「新規就農・6次産業化・・・等の取組」には、経営発展のために今後取り組もうとする内容に合致する取組を選択し記載します。
- ※ 「その他」には、6次産業化支援事業、強い農業づくり交付金(経営資源有効活用対策事業)、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金など、活用が見込まれる関連施策がある場合に記載します。
- ※ 「備考」には、活用する県単独事業などの施策の内容、経営発展に向けて取り組む内容で特筆すべき事項等があれば記載します。

3. 2から見た中心経営体の確保状況

中心経営体は十分確保されている / **中心経営体はあるが十分ではない** / 中心経営体がない

1及び2を踏まえ、該当するものに「○」を記入
 十分に確保されている …… 現在いる中心経営体の多くが、5年後、10年後も営農を継続している見込みが高く、今後の地域の農業を十分に担うことが可能と見込める状態
 いるが十分ではない …… 現在いる中心経営体の多くが、5年、10年以内に営農の継続が困難になる可能性(リスク)が存在し、今後の地域の農業を担うために、新たに中心経営体を育成・確保する必要がある状態
 いない …… 既に中心経営体の数が、今後の地域の農業を担うには不足していると考えられる状態

4. 将来の農地利用の在り方

取組事項	対応
担い手に集積・集約化する	
担い手の分散錯圖を解消する	
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	
耕作放棄地を解消する	
その他[右欄に自由に記載]	

1から3までを踏まえ、集落・地域における将来の農地利用の在り方について、該当する取組事項に「○」を記入(複数可)

5. 4についての農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	
担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	
その他[右欄に自由に記載]	

4を踏まえ、農地中間管理機構をはじめとした農地の利用調整や集約化の進め方について、該当する取組事項に「○」を記入(複数可)

6. 今後の地域農業の在り方

1から5までを踏まえ、5年後、10年後の姿を見据えて、集落・地域としてどのような取組を行い、地域農業を維持・発展させていく、あるいは緩やかに地域農業の規模縮小を進めていくなどの地域農業の方向性やそのために活用することが考えうる施策などの地域農業の在り方を具体的に記入
 (例) 地域の担い手を育成・確保するため、新規就農や地域外からの参入を促進しやすいように、基盤整備を行う。
 中心経営体が、受け手として円滑に規模拡大を進められるように、畦畔管理・水管理等の環境維持について、中心経営体と地域の取り決めを結ぶ。
 農業者の収益の向上を図るため、○○事業を活用して、個別経営体が単体では取り組みにくい、農作物の地域ブランド化に取り組む。

別紙：近い将来農地の出し手となる者の農地

近い将来農地の出し手となる者の意向に基づき、貸付け等の意向を持っている農地について、筆ごとの情報を記入

近い将来農地の出し手となる者 (氏名)	耕地地番	地目	地名、地番、大字、 字、集落番号	貸付け等の区分(m ²)			貸付け等の 予定年度	農地中間管理 機構への貸付 けを予定
				貸付	作業委託	売渡		

農地台帳に記載されている面積を記入

具体的な農地集積の時期が未定であれば空欄でも可能

【 記載上の注意 】

- ※ 1の「近い将来農地の出し手となる者」ごとに記載します。
- ※ 国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名とすることができます。

(参考様式第2号)

〇〇集落において、人と農地の問題解決のための会合が行われ、その結果に基づき人・農地プランを決定したので、下記のとおり公表する。

年 月 日

市町村長名 (印)

記

1. 会合の対象とした区域

(例) 〇〇集落

2. 会合の結果を取りまとめた年月日

平成〇年〇月〇日

3. 今後の地域の中心となる経営体の状況

○ 経営体数

法人	○経営体
個人	○経営体
集落営農(任意組織)	○組織

○ 農地の集積面積

〇ha (区域内の農地面積〇ha、集積率〇%)

4. 今後の地域農業の在り方

(別記2)

人・農地プランに係る個人情報の取扱いについて

第1 本事業における個人情報

本事業において作成する人・農地プランに記載する、今後の地域の中心となる経営体や近い将来農地の出し手となる者等に係る個人情報の取扱いについては、都道府県及び市町村が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に対応する必要があります。

また、第2に掲げる用途において、個人情報の記載や確認が必要となることから、個人情報の利用目的を明らかにし、今後の地域の中心となる経営体や近い将来農地の出し手となる者本人の同意を得ることにより、本事業を実施してください。

個人情報を利用する事業等や関係機関が新規に追加された場合（これらの単なる名称変更の場合は除きます。）は、改めて本人の同意を得ることが必要です。

第2 本人に同意を得る内容

個人情報の取扱いについて、本人に同意を得る内容としては、次の事項が考えられます（別紙に同意書の例として、「個人情報の取扱い（例）」を添付しています）。

- 1 集落・地域での話合いや関係機関による検討会における検討を経て、人・農地プランを作成する、国へ報告するなど本事業の実施に利用することや農地中間管理機構の業務に利用すること。
- 2 人・農地プランの実現に向けた取組状況の確認及びフォローアップ活動に利用すること。
- 3 人・農地プランの作成及び人・農地プランに今後の地域の中心となる経営体として位置付けられていることが要件、優先配慮事項等となっている各種関連事業（※）の確認に利用する場合があること。
- 4 農林水産統計調査の調査事項の確認、補完等に利用すること。
- 5 1から4までの実施に伴い、必要最小限度内において関係機関へ提供し、又は確認する場合があること。

第3 同意を得る例

個人情報の取扱いに関して、同意を得る方法として次の方法が考えられます。

- 1 農業者に人・農地プランを配布する際、一緒に別紙を配付し、個人情報の利用目的を説明の上、同書類に署名をしてもらって回収する。
- 2 集落座談会等で農業者に人・農地プランを説明する際、人・農地プランの裏面に別紙の文言を印刷し、賛同した者については、その場で同意名簿に署名してもらう。
- 3 別紙において追加すべき事業等、関係機関がある場合は記載する。

※ 各種関連事業とは、人・農地問題解決加速化支援事業、農業次世代人材投資事業（経営開始型）、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の金利負担軽減措置、経営体育成支援事業、経営所得安定対策等推進事業、農地集積・集約化対策事業、農業競争

力強化基盤整備事業、農山漁村振興交付金、農業水利施設保全合理化事業、国営農地再編整備事業、強い農業づくり交付金、産地活性化総合対策事業、鳥獣被害防止総合対策交付金、6次産業化ネットワーク活動交付金、農地売買等支援事業等をいいます。

また、各種関連事業に名称変更があった場合は名称変更後の事業も対象とします。

(別紙) 市町村→農業者向け

個人情報の取扱い（例）

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

人・農地問題解決加速化支援事業に係る個人情報の取扱いについて

市町村は、人・農地問題解決加速化支援事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、市町村は、本事業による集落等の合意形成や検討会での審査・検討、国への報告等で利用するほか、次の事業等（注1）に係る交付金の交付や統計調査に利用するとともに、これらの事業等の実施のために、次の関係機関（注2）に必要最小限度内において提供する場合があります。

事業等 (注1)	人・農地問題解決加速化支援事業、農業次世代人材投資事業（経営開始型）、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の金利負担軽減措置、経営体育成支援事業、経営所得安定対策等推進事業、農地集積・集約化対策事業、農業競争力強化基盤整備事業、農山漁村振興交付金、農業水利施設保全合理化事業、国営農地再編整備事業、強い農業づくり交付金、産地活性化総合対策事業、鳥獣被害防止総合対策交付金、6次産業化ネットワーク活動交付金、農地売買等支援事業、農林水産統計調査 等
関係機関 (注2)	国、都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業再生協議会、農地利用集積円滑化団体、農地保有合理化法人、農業委員会ネットワーク機構、農業共済組合連合会、土地改良区、農業共済組合、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の融資機関、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業の事業実施主体、農地中間管理機構 等 (※ その他追加する機関があれば明確にすること)

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します

平成 年 月 日

(法人・組織名)

氏名 (代表者名)

印

別紙様式第 1 号

事業実施年度	平成	年度
事業実施主体		市町村

平成〇〇年度〇〇市町村事業実施計画（又は完了報告書）
（人・農地問題解決加速化支援事業）

1 必要経費総計 円（うち国費 円）

2 人・農地プラン作成・更新の対象地域

地域名	人・農地プランを作成又は更新（決定）した年月日

3 人・農地プランの見直し支援事業

(1) 現状の人・農地プランの課題

人・農地プランの作成及び更新に取り組むに当たって、本実施要綱別記 1 の第 2 の 2 の (1) のイの①から⑥までに掲げる事項を話し合う上で課題となっていることを記載してください。

特に、「近い将来農地の出し手となる者と農地」の把握、農地の利用集積の定量的な目標及び農地中間管理機構の活用方針について話し合う上での課題は、必ず記載してください。

(例) 「近い将来農地の出し手となる者と農地」については、地域内の高齢農業者数に比較して少なく、十分に把握できていないことから、掘り起こしが課題である。

(2) (1) を踏まえた人・農地プランの改善目標

(1) に記載した課題を踏まえ、改善目標を記載してください。なお、可能な限り、定量的な目標としてください。

(例) 前年度〇回であった会合の回数を〇回に増加させる。会合の範囲を〇地域から〇地域に細分化する。

(3) (2) に向けた取組の充実方向

(2) に記載した改善目標の達成に向け、これまでの取組状況を踏まえて今後充実する取組内容を記載してください。
 (例) 「近い将来農地の出し手となる者と農地」の掘り起こしを徹底するため、営農意向の把握に係るアンケート調査内容の見直し、アンケート実施回数の増加、日本型直接支払に関する話合いの範囲に合わせた会合の実施等に取り組む。

(4) 事業費等

取組内容	事業 (予定)量	事業費		備考
			うち国費	
1 営農意向等の把握	回	円	円	
2 合意形成	回	円	円	
3 検討会の開催	回	円	円	
4 人・農地プランの周知等	回	円	円	
合計		円	円	

(内訳)

ア 営農意向等の把握

実施回数	実施年月日	開催場所	対象者数	備考

イ 合意形成

実施回数	実施年月日	開催場所	参加者数	備考

ウ 検討会の開催

実施回数	実施年月日	開催場所	参加者数	備考

エ 人・農地プランの周知等

実施回数	実施年月日	実施方法	対象者数	備考

4 地域農業支援組織間の連携・役割分担の状況

(1) 地域農業支援組織の名称及び実施する役割

地域農業支援組織名	組織間における連携・役割分担の内容

(2) 地域農業支援組織間において(1)の連携・役割分担が合意に至った年月日

- ※ 本様式を、計画変更又は事業完了報告書とする際は、変更前の事業計画の内容を括弧書きし、変更後の事業計画の内容を裸書きしてください。
- ※ 2の「人・農地プランを作成又は更新(決定)した年月日」は、事業完了報告の際、記載します。
- ※ 3の(1)～(3)について、市町村の農用地区域の全域を1つの会合の区域としている市町村については、会合を開催する範囲を分割・縮小する方向で見直すことについて記載し、見直さない場合には、従来の会合の範囲が適切であると判断する理由を(2)に記載してください。
- ※ 3の(1)～(3)については、なるべく具体的に記載してください。なお、人・農地プラン毎に課題等が異なる場合は、それぞれ記載してください。また、事業完了報告の際、人・農地プランの作成又は更新が行われなかった場合には、その理由を記載してください。
- ※ 3の(4)のイについては、備考欄に会合における話し合い事項を記載します。
- ※ 3の(4)のウについては、備考欄に検討会に参加する女性農業者の数を「うち女性農業者○人」と記載します。
- ※ 完了報告書には、人・農地プランを添付してください。

別紙様式第2号

番 号

年月日

〇〇都道府県知事
(〇〇農政局長) 宛

〇〇市町村長
(〇〇都道府県知事)
氏 名 印

平成〇〇年度事業実施計画の承認（変更）申請について
(人・農地問題解決加速化支援事業)

人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）第4の1（又は2）に基づき、市町村実施計画（県事業実施計画）の承認（変更）を申請します。

添付資料：市町村事業実施計画（別紙様式第1号）又は県事業実施計画（別紙様式第3号）

別紙様式第3号

事業実施年度	平成 年度
事業実施主体	都道府県

平成〇〇年度〇〇県事業実施計画（又は完了報告書）
（人・農地問題解決加速化支援事業）

1 必要経費総計 (うち国費) 円

事業名	事業費		備考
		うち国費	
人・農地プランの見直し支援事業	円	円	
うち推進活動等	円	円	
合計	円	円	

2 人・農地プランの見直し支援事業のうち推進活動等

(1) 事業説明会の開催

実施年月日	開催場所	開催内容	参加者数	備考

(2) 市町村に対する指導・助言

実施年月日	対象市町村	開催内容	参加者数	備考

(3) 意見交換会の開催等

実施年月日	開催場所	開催内容	参加者数	備考

※ 1については、市町村から申請又は報告があった市町村人・農地問題解決加速化支援事業実施計画（完了報告書）（別紙様式第1号）を基に記載するとともに、市町村人・農地問題解決加速化支援事業実施計画（完了報告書）を添付します。

※ 本様式を、計画変更又は事業完了報告書とする際は、変更前の事業計画の内容を括弧書きし、変更後の事業計画の内容を裸書きしてください。

※ 完了報告書には、市町村長から報告を受けた人・農地プランの写しを添付してください。

※ 1の「うち推進活動等」に係る事業費については、別記1の第5に要する経費を記載します。

〇〇都道府県知事
(〇〇農政局長) 宛

〇〇市町村長
(〇〇都道府県知事)
氏名 印

平成〇〇年度人・農地問題解決加速化支援事業交付決定前着手届

人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）第5の1に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手するので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更（事業の内容変更）はないこと。

別添

区分	事業費	着手		
		うち国費	年月日	完了予定年月日

理由

別紙様式第5号

平成〇〇年度事業完了報告
(人・農地問題解決加速化支援事業)

番 号
年月日

〇〇都道府県知事
(〇〇農政局長) 宛

〇〇市町村長
(〇〇都道府県知事)
氏 名 印

人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）第6の1（又は2）に基づき、別添のとおり報告します。

別添： 市町村事業完了報告書（別紙様式第1号）又は県事業完了報告書（別紙様式第3号）
※市町村は、事業により作成・更新した人・農地プランを添付してください。